

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2020年4月1日現在

～2020年3月31日

2020年4月1日～

目次 (略)

第1章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表 (略)

附則 (略)

目次 (略)

第1章～第13章 (略)

別記 (略)

料金表 (略)

附則 (略)

～2020年3月31日	2020年4月1日～
<p>(略)</p> <p>附 則 (平成30年3月28日V Vサ第00325427号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているモバイルアクセスサービス(カテゴリーPに係るものに限り、)に関する料金、付加機能及び附帯サービス(モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等は除きます。)の提供その他扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>3 <u>この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>4 <u>この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>附 則 (平成30年3月28日V Vサ第00325427号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>削除</u></p> <p>3 <u>削除</u></p> <p>4 <u>削除</u></p> <p>(略)</p>

～2020年3月31日	2020年4月1日～
	<p data-bbox="1126 240 1704 268"><u>附 則（令和 2 年 3 月 26 日 V V サ 第 00628045 号）</u></p> <p data-bbox="1126 300 1272 327"><u>（実施期日）</u></p> <p data-bbox="1126 359 1756 386"><u>1 この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。</u></p> <p data-bbox="1126 418 1272 445"><u>（経過措置）</u></p> <p data-bbox="1126 477 2139 564"><u>2 V V サ 第 00325427 号（平成 30 年 3 月 28 日）の附則 2 を、令和 2 年 4 月 1 日をもって削除 します。</u></p> <p data-bbox="1126 596 2139 684"><u>3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ の他の債務については、なお従前のとおりとします。</u></p> <p data-bbox="1126 716 2139 804"><u>4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いにつ いては、なお従前のとおりとします。</u></p>